

提案に先立ちまして、熊本地方などを震源とする令和 8 年熊本地震について申し上げます。

7 月 28 日の発災以降、この地震によりまして、熊本県を中心に甚大な被害が発生しており、昨日の消防庁の発表によりますれば、人的被害は、お亡くなりになった方が 38 名、怪我をされた方が 123 名、また住宅被害では、全壊や半壊、一部破損も合わせますと 7,194 棟にも上る甚大な被害となっております。

県民の皆様とともに、この地震災害により、亡くなられた方々と、その御遺族に心より哀悼の誠を捧げますとともに、負傷された方々、また避難生活を余儀なくされている方々に、心からお見舞い申し上げ、一日も早い回復、復興をお祈り申し上げます。

今なお、現地では断続的な地震活動が続き、予断を許さない状況の下で、また暑さの中で、復旧作業や避難生活の改善に向けた取組などが行われております。

本県では、迅速に被災地を支援するため、令和 8 年熊本地震滋賀県災害支援本部を設置するとともに、情報収集や人的支援等を行うため、県職員を派遣しております。

今後とも、国や全国知事会、関西広域連合、そして県内市町とも連携しながら、被災地の復興に向け必要な支援を実施してまいります。

また、本県を中心に開催中の全国高等学校総合体育大会、インターハイにも、被災地から選手や関係の皆さんが多数参加されています。

厳しい状況が続きますが、これまで積み上げてこられた努力の成果を遺憾なく発揮できるよう、皆さんの活躍をしっかりと後押しいたします。

それでは、ただいま提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第 104 号は、一般会計の補正予算案でございます。

甲賀市信楽町長野における土砂崩れについて、災害救助法を適用し、市や国との連携のもと、安全確保対策や復旧等に取り組んでおりますが、

避難情報発令区域から応急的な住まいへ、住民の皆さんが円滑に避難いただけるよう、災害救助法の供与対象外となる転居費用を、本県独自で甲賀市とともに支援しようとするもので、

202万5千円の増額補正を行おうとするものです。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。